会　議　録【詳細版】

会議の名称		令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会
開催日時		令和５年７月１９日（水） 開会：１５時３０分　　閉会：１７時４０分
開催場所		守谷市役所　全員協議会室
事務局（担当課）		健幸福祉部　社会福祉課
出席者	委　員	垰本委員、萩原委員、小田委員、田上委員、田中委員、新田委員、大川委員、竹内委員、塩澤委員、清水委員、越智委員、小川委員、中山委員、飯村委員、市村委員　　計１５名
	事務局	＜健幸福祉部＞ 稲葉健幸福祉部長、羽田健幸福祉部次長兼社会福祉課長、小林健幸福祉部次長兼介護福祉課長、新島保健センター所長、森山国保年金課長、滝本健幸長寿課長、鈴木介護福祉課長補佐、松井社会福祉課長補佐、宮崎主任 ＜こども未来部＞ 石塚こども未来部長、森山こども未来部次長兼すくすく保育課長、上野のびのび子育て課長、笠見地域子育て支援センター所長、飯塚すくすく保育課長補佐 計１４名
公開・非公開の状況		■公開　□非公開　□一部公開　　傍聴者数　０人
会議次第		１　開会 ２　あいさつ ３　議事 報告事項 ① 令和４年度第６回地域自立支援協議会開催報告について ② 令和５年度第１回地域自立支援協議会開催報告について ③ 令和４年度第１回地域福祉推進委員会開催報告について ④ 避難行動要支援者個別避難計画作成状況について ⑤ 令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会の開催報告について ⑥ 守谷市成年後見制度利用促進基本計画におけるアンケート集計結果について ⑦ 市内既存幼稚園の認定こども園への移行について ⑧ 遊育（あそいく）施設について ４　閉会

令和５年８月１５日	守谷市保健福祉審議会 会　　長　竹内　公一 議事録署名　越智　壽雄 議事録署名　小川　章子

令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会議事録

日　　時　　令和５年７月１９日（水）
　　１５時３０分から１７時４０分
会　　場　　守谷市役所　全員協議会室

松井社会福祉課長補佐　令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会を開会いたします。初めに竹内会長にご挨拶を頂戴します。

竹内会長　（あいさつ）

松井社会福祉課長補佐　ありがとうございました。

今回から新委員の方が出席されていますので、紹介させていただきます。

「学識経験者」として、前任の「守谷市小中学校長会会長　守谷小学校長　秋山利夫　様」から、同じく「守谷市小中学校長会会長　守谷中学校長　越智壽雄　様」に変更となります。

また、「行政機関代表」として、前任の「県南県民センター県民福祉課　地域福祉室長　金沢隆光　様」から、同じく「県南県民センター県民福祉課　地域福祉室長　市村明夫　様」に変更となります。なお、委嘱状につきましては机の上に置かせていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は椿委員、飯塚委員、吉田委員、横張委員、松山委員、寺田委員、古谷委員、橋爪委員、川田委員から事前に欠席のご連絡をいただいておりますことを申し添えます。

次に、４月の人事異動に伴い、職員も一部変更となりましたので、ご紹介させていただきます。

事務局職員　（あいさつ）

松井社会福祉課長補佐　次に本日の会議の会議録について発言者の氏名記載について、令和３年５月１８日付け保健福祉審議会で、原則、発言者氏名を記載することと決定しています。また、氏名を記載しない場合は適宜協議します。よろしくお願いいたします。

なお、議事録作成ソフトを用いて、会議録の文字起こしを行います。発言する際には、マイクのスイッチをオンにし、あらかじめ氏名をいただいてから発言されますよう、ご協力をお願いいたします。

次に、本日の傍聴希望者ですが、本日は、一般傍聴はございません。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に配布した資料が７点ございます。報告事項№.１「令和４年度第６回地域自立支援協議会開催報告について」、報告事項№.２「令和５年度第１回地域自立支援協議会開催報告について」、報告事項№.３「令和４年度第１回地域福祉推進委員会開催報告について」、報告事項№.４「避難行動要支援者個別避難計画作成状況について」、報告事項№.５「令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会の開催報告について」、「報告事項№.６「守谷市成年後見制度利用促進基本計画におけるアンケート集計結果について」、報告事項№.８

「遊育（あそいく）施設について」。なお、報告事項№.７「市内既存幼稚園の認定こども園への移行について」は、口頭説明を行いますので、紙ベースでの資料の配布はございません。

次に、本日配付しました資料が３点ございます。１番目「守谷市保健福祉審議会委員名簿」、２番目「守谷市保健福祉審議会における分科会所属委員名簿」、３番目「令和５年度健幸福祉部こども未来部職員名簿」。

以上、不足資料等がございましたら挙手にてお願いいたします。

それでは、審議会条例第６条第２項により、審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとあります。本日は、出席１５名、欠席９名でございます。今回、委員総数のうち半数以上の方が出席されておりますので、会議は成立いたします。

本日の案件は報告事項８件となっております。それでは、審議会条例に基づき、この後の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹内会長

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。今回の審議会には、報告事項８件が提出されております。スムーズな進行にご協力お願いいたします。

議事に入る前に、議事録署名人を審議会名簿順で、越智委員、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

報告事項№.１「令和４年度第６回地域自立支援協議会開催報告について」及び**報告事項№.２「令和５年度第１回地域自立支援協議会開催報告について」**、同じ協議会の開催報告ですので、２件続けて、社会福祉課からお願いいたします。

羽田社会福祉課長

資料の報告事項№.１、令和４年度第６回守谷市地域自立支援協議会会議録をご覧ください。

報告事項は、避難行動要支援者制度についてです。避難行動要支援者名簿の配布や、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成状況について報告をしております。

意見として出ましたのは、市が指定している一般避難所へ高齢者が歩いていくことは難しい。そのためには、身近な公園等に一時避難するとか、そういった地域の状況に即した対応が必要ではないかということ。また、個人情報開示の同意で、避難行動要支援者名簿の受け取りが個人情報の関係で進んでいないというところもあり、情報開示の同意について工夫することについて意見が挙げられました。

次に、基幹相談支援センターの設置について、資料に沿って報告しました。意見として大きなものは、すでに高齢者部門で設定されている地域包括支援センターが、訪問等によって状況把握を行っているので、地域包括支援センターとの連携によって人数を拾い出していくのも基幹相談支援センターでは必要ではないかとあり、障がい部門でも同様な形態での運営をするべきではないのかということが意見として挙げられました。

続きまして、報告事項№.２、令和５年度第１回守谷市地域自立支援協議会会議録をご覧ください。

まず、令和５年度は委員改選があり、最初に、会長、副会長の選出を行っております。

次に、守谷市障がい者アンケート調査報告書について、資料に沿って報告いたしました。主な意見として、回答者の年齢構成で、発達障がい、知的障がいで、年齢差が出るものではないのではないかという意見が出ました。また、主な質問として、障がいの自覚がない人や、障がい者手帳を持っていないことで調査から漏れてしまうような、何らかの支援とか障がいをお持ちの方もいるのではないかということが挙げられました。

今回のアンケート調査は、身体、知的、精神の障がい者手帳をお持ちの方、手帳をお持ちでなくても、精神通院医療公費受給者証、いわゆる精神疾患等で通院している方の公費助成を受けている方、難病のために医療費助成を受けている方、そのほか、障がい福祉サービスを利用している方を対象に行っています。そのため、回答者の状況などで年齢構成に差異が生じることが考えられることや、何らかの書類を持っていない方は、調査対象から漏れてしまうという事実があるということを認識していると回答しています。

今回の会議では、調査報告の説明を合わせたことで十分な質疑の時間が取れませんでした。地域自立支援協議会１時間の枠で行っていますので、説明プラス質疑となると、時間的に厳しいところがあり、７月、第２回の自立支援協議会の際に、再度質疑という形での対応をさせていただきました。以上です。

竹内会長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、この会議にご出席いただいた方からお願いします。

新田委員　まず、昨年度の第６回の自立支援協議会では、個人情報の開示の同意というのが難しく、障がいを隠している方もいるということで、民生委員の方からも、名簿作成が進んでいかないことへの懸念が出ていました。

また、基幹相談支援センターについて、こちらに報告説明があって、そのあと止まった状態です。整理したものを提示していただくけれども、慎重にというところもありますがスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

また、先ほど、地域包括支援センターとの連携が出てきましたが、最近、ケアマネージャーと障がいの相談員の連携の研修も開催され、ケアマネの中でも、障がいと介護保険との、うまいサービスの使い方を考えていることもありますので、そういうところで、いろいろなことができればと考えています。

また、５月に行った自立支援協議会での、障がい者のアンケート調査報告書は、アンケートの内容も多く、なかなか時間が厳しかったです。アンケートの自由記述にも、たくさんの意見が寄せられており、

その市民の声をどう生かしていくか、アンケートをとってどのように反映していくかということを知りたいという声もありました。以上です。

竹内会長　ありがとうございました。

避難行動要支援者制度について、民生委員として、田上さん、どうでしょうか。

田上委員　ちょうどこの取組みが始まったころに、マスコミで名簿が出回っている危なさということもあり、参加することへの難しさがあります。

もともとは、避難者名簿の対象になっていたにもかかわらず、途中で時間が少し経つと、名簿に載せることをやめることもあります。その理由を聞くのは難しいです。なぜこういう名簿を作るのかということを説明しますけれど、なかなか一緒に取り組んでいただけず悩ましいところです。以上です。

竹内会長　ありがとうございました。

それに関連して、個別にどんな問題があるのか、モデルケースをつうじて明らかになるようにも思いますので、改めてコメントいただければと思います。

続いて基幹相談支援センターについて、基幹相談支援センターは障がい関係ということで、小田さんにお願いしてよろしいですか。

小田委員　そうですね、基幹相談支援センターは、我々事業者からすると、早く整備して欲しいというのが本音です。近隣市町村では、迅速に対応する市町村と、慎重に動いている市町村と、それぞれありますが、守谷市ぐらいの規模の市町村であれば、現場の困りごとや、福祉事業所も増えてきています。

民間に委託というと、担い手をそろえるのは、民間だと難しいので、これらのことを踏まえて積極的にやっていただきたいところです。

竹内会長　ありがとうございます。

田中さん、地域包括ケアと基幹相談支援センターの関連について、かなり距離感があるとは思いますが、いかがですか。

田中委員　地域包括支援センターでは、先ほど小田委員から話があったように、人を集めるのは大変苦労しております。法人の規模が大きければ、やりくりはしやすいと思いますが、１事業所でやると厳しいと感じます。地域包括ケアと結びついていませんが、以上です。

竹内会長　ケアマネージャーと合同、連携、というような話がありましたが、人が足りない、人を確保する、人を育てていく、そういった大切さがよく分かりました。引き続き、連携するという体制が、地域の強みになるといいなと思います。塩澤先生、いかがでしょう。

塩澤委員　医療機関は、避難困難者の疾病を把握しているので、その辺の伝達ができると思いますが、具体的に手伝うより、例えば、その人が孤立をしている状況がどのようなものなのかとかいうのを相談できればいいと思います。以上です。

竹内会長　医療機関は最後の砦かと思います。ありがとうございます。

引き続いて、障がい者のアンケート調査の報告書ですが、この調査、

何人の方からご回答いただきましたか。

羽田社会福祉課長　対象としては４，０００名ほどで、回答は大体３７％です。

竹内会長　ありがとうございます。

それだけあると、自由記載はまとめようがないでしょうか。背景ごとにチェックするとか、この報告書の中では書き込まれているのですか。

羽田社会福祉課長　今回は、自由意見に書いてある内容をまとめたという段階です。大まかに、この項目に対して何件ぐらい、というのは自由意見の中でまとめています。

自立支援協議会でも、自由意見での声は大事だと話が出ました。このアンケートも、障がい計画に反映させるために集約したものなので、計画に入れるのは当然ながら、市が、頂いた意見を活用していると分かるような周知も、やらなくはいけないと考えています。

竹内会長　ありがとうございます。

この障がい者アンケートの分析、活用について何かご意見あるでしょうか。小田さん、いかがですか。

小田委員　今回は、当事者とか、関係者に対するアンケートでしたので、その方々の声が反映されているとは思います。９月２日に、守谷のイオンで、「ふくしまつり」と題して、地域の障がい福祉事業所が、啓発のためにＰＲのイベントをやりますが、アンケートの内容を施策等に生かしながら、全く障がいに関係ない人たちへの障がいの啓発にも、うまく活用していただきたいなと思います。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。事務局からコメントありますか。

羽田社会福祉課長　小田委員からご意見があった、障がい事業所の団体である障がいサービス事業所連絡協議会の主催で、こういった機会を設けていただけるのは、我々としても大変ありがたいと思っています。

市で行うＰＲの仕方も、いわゆる広報誌とかホームページとかがありますが、そのＰＲの仕方を考えていかなければと思います。１２月に障がい者週間がありますので、その時には、また事業所の方々にご協力いただき、イオンの場所を借りて、障がいのＰＲ活動をします。

行政だけで行うことには限界もありますから、何らかの支援が必要な方々の活動を知ってもらう場所として、人が多い場所を活用することも大事だと思います。前向きに協力してくれていると感じていますので、そういったものがどんどん広げられればいいと考えています。

竹内会長　ありがとうございます。

イベント同士が協力し合い、積み重なっていくような関係になるといいと思いました。どうもありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

清水委員　小田委員が言われたイオンタウンのイベントは、何回か行きました。それに「ひこうせん祭り」にも、一般の方も来られていますので、そういう機会で、障がい者の施設のことを分かっていただくのもいいなと思います。

アンケートについては、一義的には計画に反映することだと思いますが、個別の困った事例も中には相当あると思います。それは、個別に対応いただければと思います。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

ぜひ、個別の対応や、充実にも、可能な範囲でご活用いただければと思います。

羽田社会福祉課長　実際、意見の中には、こういうことで困っているという書き方をしている方もいるので、やはり周知というのは必要だと感じています。そういった対応も、ぜひ積極的にやっていきたいと思います。

竹内会長　ありがとうございます。

結果の活用に関しては、イベントなどで活用するという話が出ています。おそらく、市民の側、障がいを持っている方々も、世の中の施策などに合わせて、状況が変化していると思います。その中で、分かったつもりになっているバイアスのようなものを排除する機会としてイベントを活用し、アンケートもＰＲとして活用していただければと思います。この報告事項については、ここまでとさせていただきます。

続きまして、**報告事項№３「令和４年度第１回地域福祉推進委員会開催報告について」**、社会福祉課からお願いいたします。

羽田社会福祉課長　報告事項№３、令和４年度第１回地域福祉推進委員会会議録をご覧ください。

こちらも、委員改選があり、最初に、委員長、副委員長の選出を行っています。

議題は、第二期守谷市地域福祉計画の取組み状況、いわゆる令和３年度の実績の確認と、第二期守谷市地域福祉計画の振り返りです。令和３年度の実績報告と同時に、令和３年度は第二期守谷市地域福祉計画の最終年度に当たり、その５年間の取り組みについて検証を報告しています。

主な意見は、地域で活動するボランティアが不足していること。これは、どの地域でも共通しています。さらに、地域と行政が一体的に活動するために、行政も地域と積極的にコミュニケーションをとるべきではないのかという意見が挙げられました。我々も、地域担当職員制度がありますが、こういう意見が出るということは、コミュニケーションを積極的にする必要性があるのかなと感じます。

また、この後の報告にも関わりますが、避難行動要支援者の個別避難計画作成を行っており、地域で自治会や町内会、まちづくり協議会、自主防災組織などと話し合いをしています。新たな人材を発見しつつ、地域間での情報交換も必要なのだと思います。その中で、不足している人材をこちらの人材でカバーできる、というような形も考えられるのかなと感じたところです。説明は以上です。

竹内会長　ただいまの説明について、萩原さんお願いいたします。

萩原委員　この話の中で、ボランティア活動に関わる方が不足していると盛んに出ていました。私も、研修を受けたことがあり、その研修が終わっ

たときに、ボランティア活動ができるのかと思っていたら、自分でボランティア先を探してということでした。そういう活動先があって繋げるという、道標ではないけれど、そういうのを教えもらえたら、活動に加わることができたかと思います。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

事務局の方から意見ありますか。

羽田社会福祉課長　ボランティアの活動する場所が、特に今までは、コロナで活動する場所が制限されていたと思います。ただ、コロナの感染分類が変更になったこともあり、健幸長寿課が主管のボランティアポイント制度では、介護事業所、障がい事業所でのボランティアをＰＲしています。そういった場合、この事業所でボランティアができますというようなご案内はできると思うので、これから広く周知というか、活動していただけるような機会を設けたいと思います。

滝本健幸長寿課長　シニアボランティアポイント制度については、秋を目途に始めていく方向で準備を進めており、現在、事業者にアンケート等を取り、具体的にどのようなお手伝いを希望されるかを把握した上で、市民の方に周知をしていくことを考えています。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

ボランティアポイント制度を、ポイントでやる気が出るということ以上に、もしかしたら、ボランティアはいないと言っている割には、ボランティアをする先もないという、負のスパイラルみたいなものが回りかねないけれど、このボランティアポイント制度で、ボランティアポイントを付与できる施設があるよ、だからここでやれるよ、と示すことができる、そういうマッチング効果もあるわけですね。

そのほか、行政に関して、コミュニケーションの強化が課題であるという話が事務局からありました。コミュニケーション、どんなところを強化するか、アイディアがあればお知らせください。

羽田社会福祉課長　具体的なものではありませんが、地域担当職員制度、全職員が各地域の担当として貼り付けしております。その中で、自治会、町内会とかの活動に参加する際に、行政への支援、行政からの支援、情報交換という形がとれます。ただ、今のところ、総会には参加しますが、どういった形でお互いが協力し合えるか、それぞれの地域で特性があり明確になっていないので、担当の市民協働推進課とも調整したいと考えています。

竹内会長　ありがとうございます。極めて妥当だと思います。

地域の方々から担当に丸投げになったら、何をやっているのか分からなくなってしまいます。行政のバックグラウンド、専門家として地域に関わる方がむしろ良くて、同じ目線ではなく、行政の提案力が発揮されるといいなと思います。

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。

塩澤委員　ボランティアというのは、具体的に何のボランティアですか。例えば災害が起きたときに、避難行動を助けるボランティアとか、地域のボランティア、例えば、ゴミ出しを助けるボランティアとか、具体的

	に何のボランティアを募集していますか。
羽田社会福祉課長	ボランティアという言葉で集約すると実像が見えづらいというのは、確かに感じているところですが、地域で活動してくれる方というのが広い言い方になっています。 何を活動するのかというところがご質問の内容かと思うのですが、その地域で、地域活動を運営する側として参加してくれるようなボランティア、回り番で役員をするというものではなく、地域の活性化のために活動するボランティアの話もありますし、先ほどの実例で、地域で困っている人へのサービス、いわゆる公的なサービスまでいかないけれど、ゴミ出しとか、電球の交換とか、そういうちょっとしたものを助けてくれるようなボランティア、そういうボランティア組織もあるといいという意見があったと思います。 難しいところではありますが、その地域で何が一番に必要なのかを整理していくのも必要だと感じております。
塩澤委員	ボランティアというと、広過ぎて、漠然として参加できないというのもあると思うので、ニーズを拾い、具体的に、そういうのだったらできますよということもあると思います。たとえ高齢者であっても、元気な人はいるので。ボランティアというと、漠然としていて、参加するハードルが高いのか低いのかよく分からないというところもありますが、人材というのは意外と埋もれているのではないかなと思います。意見、要望、以上です。
田上委員	今の関連で、ボランティアを求めている方とミスマッチしてもよくないので、窓口があって、こういうことがして欲しいというのが見えて、そこに協力できることが見えれば、お互いマッチできるのかなと思います。以上です。
清水委員	北守谷地区のまちづくり協議会内の久保ケ丘３丁目自治会では、まちづくり協議会の軽トラックを使いながら、地域の皆さんにチラシを配って、困っている方に、ゴミ出しとか、家の片付けとか、電球の交換とか、木を切ってくれとか、何でもいいから言ってくださいということで、１年ぐらい、有志でやっています。そういうのも、地域ごとでやればいいかと、披露しました。例えば広報で出してもらい、真似してみようという町会も出てくるといいなと思います。以上です。
竹内会長	ありがとうございます。 細かいニーズとか、可視化、リスト化とか、便利な仕組みを作っていければと思います。今やっているものの邪魔をしないように、背中を押してあげられるような、そういった仕組みを作っていければと思います。
飯村委員	以前イオンの中に掲示板がありまして、例えば、いらない家具とか、犬とか、そういうものが出ていた気がします。役所の中に掲示板とフォーマットを作って、そこに書き込んだものを、どこか人目につくところに置いて自由にしておけば、役所も手がかからないのではないでしょうか。 先ほど、市の広報紙に出すという話もあり、何らかの方法で伝える

手段が最初かなと思います。具体的に、目立つ所に、あそこに行けばボランティアの情報が入るというのが分かってくるという方法もあると思います。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

既存の掲示板、新たな掲示板、そういったものを使って活性化していくのと、フォーマットで記入しやすさみたいなものも作って、積極的に参加、掲示するという仕組みを検討してもいいと感じます。

続きまして、**報告事項№４「避難行動要支援者個別避難計画作成状況について」**、こちらも社会福祉課からお願いいたします。

羽田社会福祉課長　資料の報告事項№４、避難行動要支援者個別避難計画作成状況についてをご覧ください。

避難行動要支援者個別避難計画の作成は、令和５年３月２２日の、第５回の審議会で一度説明しています。今回は、その後の経過と、現状の取組み状況などを合わせて報告します。

まず、資料の１番目、基本事項です。改めて、個別避難計画作成の経緯は、平成２５年度の災害対策基本法の改正、これは東日本大震災の影響で、避難行動要支援者の名簿の作成が市に義務付けとなりました。その作成した名簿を、広く地域で利用できるよう工夫をしなければならないというのがあります。

その後、令和３年度に再度法改正があり、登録された避難行動要支援者一人一人の状況に合わせた個別避難計画を作成することが、努力義務になりました。避難行動支援者の個別避難計画作成は、優先的に作成する人を定めることになっており、守谷市は、防災ハザードマップにおける浸水想定区域と、土砂災害警戒区域にお住まいの方を、優先的に計画作成する対象者としています。昨年度の時点で、１４８名の方が対象となっている状況です。計画の作成の手順は資料の通りですので、ご参照ください。

資料の２点目が、個別避難計画の作成状況です。ここで１ヶ所訂正をお願いします。２ページの１行目、令和５年１０月とありますが、令和４年１０月の誤りです。申し訳ございません。４年度に行いました大野地区のモデル事業です。

大野地区は旧来の地区で、近隣との交流なども積極的な地域です。最終的に個別避難計画の作成対象者として１３名の方がおり、そのうち、計画作成をすることができたのは６名で、約半数という状況です。基本的には、最初の段階で、ご協力いただけると答えは頂いたものの、いざ計画を作る段階で、待ってほしいという話がありました。計画を作るのにどういうことで難しいのか聞いてみたところ、家族で対応できるからというような意見と、近所の人に厄介かけるのは申し訳ないからというような遠慮で辞退された方がいたと把握しています。ただ、状況が変わったり、作成する必要性や、考え方も変わってくると思うので、今回は作らなかったからもういいということにはせず、登録されているうちは、ご検討いただけないかとアプローチしていく必要性はあると考えています。

モデル事業の結果として、計画を作ることに賛成いただけない方への働きかけの必要性と、もう一つ、作りながら気付いたことですが、それぞれの地域ではすでに避難時のルール付けをしていることがあります。ですので、私達の方がいきなり来ても、うちは地区の公民館で安否確認を、町内会とか自主防災組織で確認を、手が空いている人達で支援などをすでに考えている。そういった意味で、地域のルールを最初に把握しなくてはいけなかったということが反省です。

作成した計画の実効性、有効性の担保を確保することについて、令和５年度の取組みで、先ほど申し上げた６名の方の作成した個別避難計画に基づいた避難訓練を、自主防災組織と一緒に、実効性があるか検証してもらえないかと話をしています。現時点での予定で、９月に一つの地区で計画に基づいた２名の避難訓練をやろうと打合せをしています。そのほか４名の方は、できれば年内、もしくは、春頃に地域の状況を踏まえて実施を考えていこうということです。

もう一つ、他の地区での個別避難計画策定ですが、今年度、みずき野地区で行うこととしています。みずき野地区は、約４０年前に開発された住宅地域なので、大野地区とは異なる地域特性があります。この地区は、高齢化率も高く、一斉に開発された住宅地に同じような年代の方が入ってきている所で、人口ピラミッドが、そのままの構成で上がっていくようなイメージです。

さらに、浸水想定地域は、ここが一番広い所で、避難行動要支援者や、個別避難計画優先作成者も、守谷の中で一番多い地域です。ですので、みずき野地区は、モデル事業で行った手法を活用し、地域におけるルールを把握しながら、今年度中に、同意者の個別避難計画を作成したいと考えています。以上です。

田上委員　最初に説明に伺って、同意を得たときは理解していただけますが、時間の流れで、マスコミで言われている闇の名簿とか、高齢者世帯は情報が流れるのは怖いというのも一方ではあるわけで、情報提供するところが、慎重にならざるをえないという世帯もありました。周りに知られたくない、世話になりたくないというのも強いようです。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

令和３年に避難支援等の個別避難計画を立てなければいけないのですけれど、この個別避難計画というのは、日本中どこでも、順調に策定されているものなのですか。

羽田社会福祉課長　順調とは言いがたいですが、全国的に作成は進められているのが現状です。守谷はどちらかといえば、あまり進んでいる方ではなく、調整しながら進めている最中です。

竹内会長　ありがとうございます。

県の立場、あるいは広域の立場ということで、市村さん、お願いいたします。

市村委員　防災関係は直接携わったことがありませんが、県の方では、最近のいろいろな被害、災害が増えていることを踏まえて、各市町村におい

て自主的にという念頭はありますが、早急に住民の方々を救っていけるような体制、ハザードマップ、そういったものを作成するということで進んでいると聞いています。

竹内会長　ありがとうございます。

引き続き、ハザードマップと、個別計画を組み合わせて推進していくことが大切だと思いますので、県の知見とかも生かしながら進めていければいいと思います。

モデル事業の中で、１３名の方が対象者のうち、６名は計画作成できた。では、みずき野地区の６７名はこなせそうですか。

羽田社会福祉課長　かなり時間をかけないと厳しいというのが現状かと思います。みずき野地区も、大野地区と同様に、自主防災隊、町内会の役員、班長で全部対応するとなると広すぎて人数も大変なので、今回、浸水想定区域を中心に話をしています。

その中で、やはり高齢化率が高いということで、高齢者に対して高齢者が支援できるのはどこまでかとか、隣同士で支援者がうまく協力できなかった場合に関係性が悪くなると困るとか、そういう生の声もいただいています。

今のところ、６７名のうち、計画を作るのに４０名程度は同意があるので、みずき野地区の中で、どういった形ならできるのか、難しい場合にはどうしたらいいのかというのを考えながら取り組んでいくというスタンスでいます。

竹内会長　ありがとうございます。

隣の人との関係が悪くなるという問題は、確かに、切実な問題だなと思いますので、こういう仕組みだと全ての市民の方に理解してもらわなければいけないと改めて感じたところです。ぜひ、進めてください。

プロジェクトが進んでいる最中なので、この後プロジェクトがまとまり始めたら、何らかレポートでまとめてもらえるのかと思います。市全体をカバーできる体制ができればと思います。大変だと分かりましたが、順調に進んでいるように思います。

では続きまして、**報告事項№５「令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会の開催報告について」**お願いいたします。

小林介護福祉課長　令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会開催の報告です。

まず、１つ目として、第８期守谷市高齢者福祉計画、介護保険事業における取組みについてです。８期の計画は、令和３年度から５年度のもので、８期の計画における４年度の実績及び今後の取組みを報告しました。全体として、令和４年度もコロナ禍ではあったものの、令和３年度に比べて、感染対策をしながら事業、教室、イベント等を開催することで数値が上がっているという意見がありました。その他の意見で、成年後見制度、緊急通報システム、出前講座などの意見をいただきました。

２つ目ですが、第９期守谷市高齢者福祉計画介護保険事業の策定について、こちらは、令和６年から８年の計画で、現在策定を進めています。高齢者福祉計画と、介護保険事業計画は、介護保険法により３年ごとに市町村が定めなければならない法定計画です。

こちらに記載の３つの調査ですが、今後の高齢者福祉施策や、介護保険制度の方向性を定め、第９期の守谷市高齢者福祉計画、介護保険事業を策定するための基礎資料として行いました。

１つ目の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、市内在住の６５歳以上の方、令和４年の１１月末現在で介護保険の要介護認定を受けていない方の、リスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題を特定することを目的として調査を実施しました。市民１万４，９１１人に対し、９，８０２名の方から回収し、６５．７％の回収率です。

２つ目、在宅介護実態調査は、計画の策定に当たり、在宅で要支援、要介護認定を受けている方の家族が、どのような介護をしているのか、また、介護保険のサービス利用の状況を分析し、在宅生活の継続、介護者の就労の継続に資するサービスのあり方を検討するために実施しました。在宅で生活をしている要支援、要介護認定者のうち、協力いただいた方から調査を行い、６２５名の方からの回答を分析しました。

３つ目、介護サービス事業所調査は、介護サービス施設の利用状況や、事業所職員の雇用状況等を基に施策の改善や充実を図るため調査を行いました。３６法人に対し、２４件の回答、６６．７％の回収率です。意見として、介護サービス事業所の６６．７％の回収率は、事業者の協力としては少ないのではないかという意見がありました。この時にちょうどコロナ禍でもあり、事業所が回答するのが難しかったというような意見もありました。事務局の担当もコロナ禍を把握しており、事業者が大変だということもで、催促をしなかったということでした。

今後、その状況も踏まえ、アンケート期間を長くとるなどの対応を考えて、次回の計画には、それを反映したいと思います。また、意見として、次の計画で推進を考えている介護の人材確保ということでも意見がありました。専門家を国や県から派遣しているという具体的な事例もあるので、そのような意見を反映させたものができればと考えています。

最後に、守谷市成年後見制度利用促進基本計画におけるアンケートの実施ですが、こちらは次のところで健幸長寿課の方からご報告させていただきます。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

こちらの分科会にご参加いただいている委員の方々からお願いします。

田中委員　８期の、４年度の取組みで、議事録にはネガティブなことが書いてあるけども、全体的には、４年度に事業が進んで数字も伸びており大

変良いのではないかという話がありました。
　９期の件で、先ほど話があった介護サービス事業所の回収率の低下ということで、ちょうど第８波の最中で、時期がそういう時期だったので、もう少し回収率を上げるには、また別の手だてがあったのではと思いました。以上です。

田上委員　特にありません。

清水委員　特にないですが、事業所の回答数は、コロナだったから大変だと納得してしょうがないと思いました。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。
　分科会では、具体的な内容も議論されたとは思いますが、計画の策定のときに皆さんの意見を聞きながら話を進めるという段取りでよろしいですか。

小林介護福祉課長　おっしゃる通りです。８月２１日に、調査分析を行っているコンサルから骨子体系案が出ますので、分科会で、議論、意見をいただきたいと考えています。

竹内会長　では、こちらの件についてはここまでで、続きまして、**報告事項№６「守谷市成年後見制度利用促進基本計画におけるアンケート集計結果について」**健幸長寿課からお願いします

滝本健幸長寿課長　資料№６守谷市成年後見制度利用促進計画におけるアンケート集計結果について報告します。
　報告事項№５でご報告のとおり、守谷市成年後見制度利用促進計画におけるアンケートの実施について分科会にお諮りした後、各事業者宛てにアンケートを実施しましたので、その結果についてご報告いたします。
　この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定しているものです。守谷市では、令和３年度から８年度までの６年間を期間として計画を作成しており、令和３年度から令和５年度を前期計画、令和６年度から令和８年度を後期計画としています。今回、令和５年度は、計画の中間期間として見直しを行うことになっており、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせ、一体的に行うものです。中間見直しに際し、成年後見制度のニーズや課題等を把握するため、令和２年４月に行っている調査と同様な調査を、市内の事業者を対象にアンケートを実施したものです。
　調査内容については、目次の２調査結果の１成年後見制度についての（１）から（１１）が今回のアンケートの表題ですので確認をお願いします。続きまして、１ページ目の調査の概要及び回答者の属性です。調査の概要は、計画の策定に当たり、市内の各介護、障がい事業者向けに、成年後見制度の認知度や、適切な支援に向けた基礎調査を実施するという目的で行っています。調査対象及び調査方法は、ご覧のとおりです。調査数は７６件で、括弧内に１０４件と書いてありますが、これは７６の事業者、１０４人の職員の方にアンケートをお送りしたという意味です。調査期日は、令和５年６月１３日から６月３０日までの１８日間で、ウェブでの回答でお願いをしています。その

結果として、５９件の事業者、８４人の方から回答を頂き、有効回収率は７７．６％、職員では８０．８％の方から回答を頂いたところです。

続いて、主なアンケートの内容と結果についてご説明します。まずは４ページ目、成年後見制度の相談先を知っているか。成年後見制度の相談先として、知っているところはどこですか。当てはまるものを全てチェックしてくださいということで、複数回答でいただいています。これは、成年後見制度に関わる情報提供や、支援を実施する組織、機関について、認知度を確認したものです。その結果として、８１％の方が市役所、また、６７．９％の方が、南部と北部の地域包括センター、その次に、社会福祉協議会となっています。表にある棒グラフのうち、オレンジ色が前回お聞きした結果、青色が今回お聞きした結果となっており、こちらの比較もお願いします。市役所が、成年後見制度の窓口としての啓発活動を行ったことにより伸び幅が顕著に多くなっていることが分かります。また、地域包括支援センターも、前回の調査時は市直営でしたが、現在は委託しており、そちらの数値も変わらず回答いただいていることで、相談先として定着しているのではないかと思います。社会福祉協議会も、前回と同じような結果が得られ、この上位３箇所が、身近な相談窓口として定着したと考えられます。前回は、法テラスや家庭裁判所など、法務機関が一番多かったところですが、現在は、身近な機関として、この３箇所を選んでいただいたのではないかと思います。

続いて５ページ目。成年後見人の業務の内容について。成年後見人の業務として、入院、入所の際の身元保証人や、直接介護、介助は含まれないことを知っていますかという内容です。こちらは、成年後見制度における後見人の業務内容について、認識を調査したものです。その結果として、下表のとおり、７３．８％が知っていると答えています。逆に、２６．２％は、知らなかった、やってもらえると思っていたと回答があり、回答した職種の内訳として、５４．５％が介護支援専門員。続いて、介護施設職員、障がい施設職員と続きます。基本的に、成年後見人は、介護や障がい福祉サービスの利用、契約の手続き、財産の管理が主な職務です。そちらの内容を正しく理解しているかを確認しました。

続いて７ページ目。成年後見制度の利用促進の阻害要因。成年後見制度を進めることについて、難しいと感じるところがありますかという質問に対し複数回答をいただいています。こちらは、成年後見制度を進める際に直面する課題や阻害要因について調査したものです。その結果、１番多い回答は、対象となる方、その家族の方の理解が乏しいということ。２番目が、申し立てに手間がかかるというもの。３番目が、お金がかかるためと回答いただいています。このことから、本人や家族の理解、申し立ての手続きの複雑さ、金銭面での問題が何かの要因になっていると見て取ることができました。

続いて、９ページ目。法人後見の認知度。こちらは、成年後見人に

社会福祉法人等の法人格も受任できることを知っていますかという質問です。国では、成年後見制度の利用促進計画において、法人後見の育成が謳われています。このため、当市でもその認知度を確認するために調査したところです。真ん中の表にあるとおり、全国の割合では、法人後見の受任が１２％ほどにとどまっています。ほとんどが、司法書士や弁護士が担っているのが現状です。調査の結果、法人後見の認知度として、知らなかったが５７．１％、知っているが４２．９％という回答です。この結果から、制度の正しい理解度を高めること、法人後見の人員体制の構築が必要ではないかということが分かります。法人後見の意味については、表の下にある、「※１法人後見とは」を後ほどご覧ください。

続いて１０ページ目。市民後見人の認知度。市民後見人という言葉を知っていますかという質問です。こちらも、国では、市民後見人の養成が謳われており、認知度を確認したものです。その結果、５６％の方が知らない、知っているが４４％となります。上から３行目の記載文言中５４．０％とありますが、それは４４．０％の誤りですので、訂正をお願いします。申し訳ありません。この結果、市民後見人の名称、役割、担い手、いずれも認知が十分ではないと分かり、この点も、認知できる施策を講じることが必要と理解できました。ちなみに、市民後見人の意味については、表の下にある、「※２市民後見人とは」を後ほどご覧ください。

続いて１３ページ目と１４ページ目は、自由意見として、各事業者の方から寄せられた意見となっています。概ね、制度の必要性は感じるものの、知識が十分ではなく、研修会などの開催の要請のほか、何らかのサポートを希望するとの意見を多く寄せられたところです。詳細は、後ほどご覧いただければと思います。

最後に１５ページ目。調査結果の傾向について。先ほどご説明した質問項目と重複しますので、改めての説明は割愛しますが、やはり成年後見制度の周知と、理解が必要だと把握することができました。

その下にあるまとめとして、今回のアンケート結果から、事業者の方の意見として、市に対し、成年後見制度の必要な方へのサポート、相談申立支援機能の充実が求められていると理解できました。また、事業者の方については、実務的な研修会の提供や、成年後見制度を案内することへの負担や不安の解消のために具体的な取組みが必要であることが把握できました。市としましても、研修会の開催をはじめとする市民、事業者の方向けの成年後見制度の周知、利用促進に繋げる取組みを講じることが必要だと把握できました。以上のことを踏まえ、今回の計画策定の際に反映、参考にしていきたいと考えています。

以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

この調査のこの冊子自体は、すでにいろいろな所に配られたものですか。

滝本健幸長寿　こちらは今回初めて提出しています。

課長 竹内会長	では、Ｎが１００を超えていないので、小数点第１位で四捨五入してください。ポイントが１増える、あるいは１減ると１％以上変動してしまうので、小数点以下に意味がないからです。また、Ｎが２２で計算しているところがありますが、その場合、１人変動すると、５％ぐらい変動してしまいます。その辺りも考慮して、適切に数値の表記をしたほうがいいと思います。この部分を全部なしにして出した方が、よろしいかと思います。 　皆さん、ご意見とかご質問とか、いかがでしょうか。
清水委員	この計画は、前回から、介護保険の計画と一緒になったと記憶していますが、審議会の前段、分科会で審議した方が、より意見が言えると思うで、今後お願いしたいと思います。 　また、１０ページの市民後見人について、半数ぐらいが知らないということで、計画に反映する必要があると思います。どのように養成講座をするのかということで、ある程度計画に反映していただければと思います。今後、どのようになるか注視したいと思います。以上です。
滝本健幸長寿課長	市民後見人は、他市ではすでに市民後見人の養成講座を実施しているところもありますが、市民後見人の選任実績はまだないところが多く、家庭裁判所でなかなか指定されないという課題があると考えております。具体的に、市で養成講座を開催するに当たっては、そのようなところも踏まえ、できるだけ弁護士や司法書士等の法曹界の方にも意見を頂きながら、市民後見人を活用できる方策を考えていくことが必要と考えています。以上です
中山委員	法人後見は、現在どのぐらい守谷の方で実績があるのですか。 　もう一つ、相談支援専門員について、実務に生かせる研修をして欲しいという意見があるようですが、実際、自分で書類を作らないと、なかなか自信もつかず、相談にも乗れないので、例えば、成年後見の申請書類を作るような時には、全員で共有できるようにやればいかがかという意見です。
滝本健幸長寿課長	法人後見は、市内では実際に受けているケースはないと認識しています。弁護士や司法書士の方にお願いしているのが現状です。もちろん、市としても法人後見を活用するメリットを重々理解しており、法曹界の方と協議して活動を広げていきたいと考えています。 　ご意見いただいた文書の作成については、他市で実施している市民後見人の養成講座の内容を確認したところ、成年後見人を申請するときの書き方をレクチャーしており、カリキュラムに入っているようです。法人後見も専門職後見と同じなのでスムーズにいくように書き方や手順を共有できる体制の構築も合わせて考えております。以上です。
竹内会長	ありがとうございます。 　法人後見について、レポートに、専門職後見から法人後見へのリレー後見などが期待されているとあります。リレー後見を実施するに当

たって、裁判所の判断は必要なのですか。

滝本健幸長寿課長　はい。そうです。

専門職後見から法人後見に移るときも、家庭裁判所の許可が必要なりますので、合わせて案内が必要になってくると思います。

竹内会長　ありがとうございます。

市民の希望、それから行政から高齢者に対してケアをするという立場の考えと、裁判所の考えとの間に、ミスマッチのようなものがあると感じています。さらに、市長申立てに対してにぶい市があることによって、この制度自体がちぐはぐになっていると感じているところです。

まずは、こういった仕組みを理解する人が増えて、かつ、市役所がそれに対して、表に立つ場所だと市民に認知されたことだけで、かなり大きな進歩ではないかと思いますので、この勢いを維持してほしいです。

レポートに関しては、分科会で今一度検討されるということで、詳細な検討を期待しています。

続きまして、**報告事項№.７「市内既存幼稚園の認定子供園への移行について**」、すくすく保育課からお願いします。

森山すくすく保育課長　すくすく保育課から報告事項№.７として、市内既存幼稚園の認定こども園への移行について説明します。これについて、項目立てしたところですが、方向性が決まったのが昨日のことであり、報告書という形にするまでの決定内容ではありませんでしたので、口頭での報告にて失礼いたします。

内容としては、本年４月から、市内所在の幼稚園から、認定こども園への移行についての相談があり、方向性は確定していませんでした。そこで、昨日、当該幼稚園関係者と打合せをし、令和７年度に、幼保連携型認定こども園への移行を希望していることが分かりました。

これとは別に、当課では、令和７年度からの５年間にかかる、第３期子ども・子育て支援事業計画の策定準備を行っており、就学前児童の、教育保育ニーズに対応する確保方策の確認として、先月、市内私立幼稚園全てに認定こども園移行の考えについて、聴取を行ったところ、移行を希望しているのはこの１園のみでした。この幼稚園の、認定こども園への移行は、現在の各種保育施策の根拠となっている、第２期子ども・子育て支援事業計画において、守谷市の方針として、認定こども園への移行を推進しているため、今後、移行の方向で調整を行います。

幼保連携型認定こども園への移行には、茨城県の少子化対策審議会において、計画承認と認可という２段階の審査を経る必要があります。まず、令和６年２月に第１段階目である計画承認の申請を行うよう、準備を進めて参ります。その審議の際には、市からの認定こども園化の必要性についての意見を聞かれるため、次回以降の保健福祉審議会に諮問して、その答申を頂き、意見を付すこととなります。

本日、口頭でご報告したのは、当該幼稚園が移行準備の一環として、来月にでも保護者説明会を行いたいという意向がありましたので、それ以前に、委員の皆様にお知らせすべきと考えたためです。説明会以前に、保護者に、第三者から、この情報が耳に入ると混乱を招く恐れがあるので、守秘義務の範疇として、この情報をお取り扱いください。

また、次回の保健福祉審議会以降、今後の守谷市の教育保育の施策について、第３期計画として審議いただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

本件については、この後我々の課題にはなりますが、本日のところは特に議論する必要はないという理解でよろしいでしょうか。

森山すくすく保育課長　本日は、報告のみにて、次回以降に資料で説明いたします。

竹内会長　こちらは分科会にもかかりますか。

森山すくすく保育課長　はい。その予定でおりますので、分科会委員の皆様に、よろしくお願いしたいと思います。

竹内会長　では、本件はここまでとします。

続きまして、**報告事項№８「遊育（あそいく）施設について」**、のびのび子育て課から説明をお願いします

上野のびのび子育て課長　守谷市遊育（あそいく）施設について、報告します。

まずは、主な概要について資料を基に説明します。名称を、守谷市遊育施設、愛称を、「遊びの森もりっ子」として、場所は、保健センターの２階です。設置目的は、対象児を未就学児とその保護者とし、新たな試みとして、大型遊具等を活用し、遊びの中で、将来に必要な基本動作、危険回避力、運動能力、コミュニケーション能力、自分で遊びを生み出す創造力を、楽しみながら育てていきたいと考えています。また、子育て支援施設の位置付けですので、職員や保護者同士の交流を深め、育児不安や孤立感を軽減できるように努めていきます。

使用時間は、午前１０時から午後４時４５分までとし、１時間毎に交代制で使用していただきます。休館日は、毎週金曜日と年末年始。運営方法は、業務委託の予定です。対象者は、０歳から小学校就学前までの児童と、その保護者。使用料は１時間当たり、市内在住者は１００円、市外在住者は２００円とし、使用人数は１時間当たり１５組程度と考えています。

主な大型遊具の種類ですが、大型すべり台、クライミングウォール、これは人工の壁を登るボルダリングのようなイメージです。プレイハウス、これは二階建ての家で、ごっこ遊びなどを再現することができる空間です。サイバーホイール、これは空気で膨らんだ大きな筒の中で、転がったり、でんぐり返しをしたりする回転遊具です。

職員の配置は、館長１名、保育士等１名、プレイリーダー１名、計３名以上、常時配置したいと思います。活動内容は、子供たちが自由自在に遊び楽しみ、プレイリーダーと共に、運動能力や体力の向上を目指して楽しんでもらいたいと思います。

続きまして、遊育施設の、運営委託事業者の募集について説明します。選定方法は、民間の特色を生かした企画や提案の中から、総合的に評価して選定するプロポーザル方式により行う予定です。スケジュールは、間もなく事業者の募集をします。９月中にプロポーザルを実施し、事業者の選定をしたいと思います。１０月に契約をし、１２月からのオープンを考えています。事業の委託期間は、令和５年１２月１日から令和８年３月３１日の２年４ヶ月です。最後にイメージ図を載せておりますので参照ください。以上です。

竹内会長　ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

清水委員　この施設は、市として初めてだと思いますが、保健センターがしばらく改修していたのは分かっていて、こういう施設ができると初めて今回知ったわけですが。

まず、１時間単位で１５組ということですが、常駐スタッフが３人でいいのかなという気がしました。それと、類似施設が幾つかあります。市としては、夢っ子広場が数ヶ所あります。他の民間施設としては、アクロスモールの２階に、ふわふわランドというのが、土日辺りで繁盛しています。その需要との関係で、どうなのかと危惧をしています。

そういうことで、１点目、６月の定例月市議会で、条例制定で審議して採択されているということですが、議会の方での意見、質問、要望等があれば、お聞かせください。

２点目として、事業者の募集で、事前に事業者にどういう募集をお願いしているのか。それと、この審査をする場合に、審査は誰がどういうふうにするか。

それから次は、ここ、前の施設は何か記憶が定かではないですが、健康増進室のような感じでしょうか。前のその施設がなくなってもいいのか、利用者との関係でどうなのかと思うのですが、それはクリアされているかどうか。以上です。

上野のびのび子育て課長　まず、スタッフ３名と書いてありますが、３名以上ということでお願い予定です。保護者と一緒に遊ぶので、安全面が心配かと思われますが、親子一緒に、そこにスタッフがつくという遊び場を考えています。プレイリーダーというものを１人置いて遊びを引っ張ることで、子供たちだけで遊んでしまう場面もあるかと思いますが、そこは、お母様たち、お父様たちの中で遊ぶ、という形をとりたいと思っています。

続きまして、類似施設で、夢っ子、児童センター、親子ふれあいいルームがあります。その中で、それぞれ特性があり、夢っ子は、歌ったり踊ったり、楽しむ。親子ふれあいは、ゆったりと、子供とお母さんとで遊びを楽しむとか、それぞれ特色があります。その中で、遊育は運動メインで、運動しながら体力向上とか、運動能力を向上させるところが目的になりますので、兼ね合いとして、いろいろな所で、お母さん、子供と楽しんで遊んでいただきたいと思っています。

６月の議会、特に、この遊育施設について、大きな質問はありませんでした。

募集については、実際に遊育施設をやっているところと話はしています。どういう特色かなど、いろいろありますが、かなり違っています。とにかく遊びというところを中心に、遊ぶ中で、運動能力とか、体力を向上するというところを、伝えていきたいなと思いますので、そこを仕様書にしっかりと載せていきたいと思います。

その中で、今回用意するのが、ボーネルンド社の遊具です。遊具を扱っている会社、ボーネルンド社と提携している業者が、それぞれ遊育施設をやるに当たって、企画や提案を持っているので、その企画や提案をしっかり聞いた中で、守谷市にとって、何が一番必要かというところをしっかり選定していきたいと思っています。

プロポーザルの委員ですが、委員長が副市長。あとは、子どもに関わる部の部長と課長、そこに、外部の方で２名委員をお願いする予定です。１名は、主任児童委員にお願いしようと思っています。もう１人は、運動というところを特色としたいので、運動発達指導士にお願いしようと思っています。審査は、１０名ほどで審査をするものと考えています。

機能訓練室につきましては、保健センターの所長に代わります。

新島保健センター長　遊育施設として改修した部屋は、平成４年の建設当時は機能訓練室として使用していた部屋で、後に法改正があり、現在は未利用となっていた部屋です。

清水委員　スタッフは３人以上ということですが、このスタッフは、資格とか、縛りがありますか。その点だけお聞かせください。

上野のびのび子育て課長　一応は保育士等ということで、子供の相談を受けられるような人を求めています。幼稚園の先生、子育て施設の経験者、そういった、子供たちの相談に馴染んでいる方、経験がある方にお願いしたいと思います。

もう一つが、運動というところを特色としたいので、体育の大学を出た方とか、子供の発達について勉強された方にお願いしたいと思います。

竹内会長　ありがとうございます。

この報告事項ですが、これは子ども・子育て分科会に諮っていますか。

上野のびのび子育て課長　こちらには諮っておりません。

竹内会長　諮らなくて平気ですか。ここでの議論をもって、子ども・子育て分科会にかけたものと同じようにして、７月からのプロポーザルの公募に入りたいがゆえに、この会議でやっているということですか。

上野のびのび子育て課長　そのように考えていました。

竹内会長　それならば、そう説明すべきです。

上野のびのび　分かりました。申し訳ございません。

子育て課長

竹内会長　では、そのことを踏まえて、子ども・子育て分科会のメンバーの方々にコメントいただきたいと思います。

垰本委員　この空間におもちゃ、遊具が転々として、これで遊んで子供の機能を向上するとか、親子の対話、親の情報交換をすると盛り込んでいるこの空間は、そんなに広い場所ではないのでは。人数を制限し、事業者の監視のもとで、危険がないような運営の仕方をするということですね。

初めて聞く場所の設定で、目的とか、意味が分からないのですが、もう決まったことなのですね。

あとは、使い方を工夫していくということで、ご近所で子育てを一緒にしている地域が少なくなっている中、孤立する子育て家庭が増えてきていると聞きます。子どもを遊ばせるのは、その事業者が危険のないように見てくれるのであれば、親の情報交換とか、おしゃべりとかが目的で、そこに来るのがいいなと思います。よく分からないので、以上です。

竹内会長　ありがとうございます。

特に事務局からの発言を求めません。今の指摘事項についてしっかりと反映した上で、業者選定に進んでいただきたいという内容だとご理解ください。

また、事前に、少なくとも分科会に対して、ある程度話しておくべきだと思います。昨日の今日という話ではなく、条例の時点で、それが行われているにもかかわらず、話がなかったというのは、この会議を軽視した態度ではないかというご意見だと思います。

続きまして、大川さん、お願いします。

大川委員　職員の配置とか、３名以上というふうにあるけれど、３名では足りなくて、保育士を何名置くとか、もっと詳しく考えた方がいいのと、使用時間が６０分というのは、区切り良くお母さんが連れて帰るが大変なのかなと思いました。

垰本委員　そもそも、この発想は、どういうところから出てきたものですか。最初からこういう部屋にすると、保健センターの修復工事の後には、こういう場所を作るということでできたものなのでしょうか。以上です。

竹内会長　こちら回答お願いします。

稲葉健幸福祉部長　代表でお答えします。

改修工事は、もう３０年以上経ちますので、保健センターの外壁も、内装もやりました。その中で、これは市長の方針で、遊育（あそいく）は現場サイドの声というよりは、市の方針ということです。

夢っ子とか、道路を挟んで向こうの西側に多くて、松並青葉のお子さんたちが集う場というのがなかなかない。保健センターの改修工事で、先ほどの機能訓練室というところが比較的大きい部屋でしたが、機能訓練がなくなったので、遊び場として、ターゲットは２９４号の道路を越えない東側の人たちが来られる場所を作る、遊育という、遊

びを通しながら体を鍛える、心身鍛えるというような基礎を作ると。市長の政治的なマニフェストもあり、その方針の基に、たまたま保健センターの改修工事が、ちょうどマッチングしたので、建設になったという柱があります。

ご指摘があると重々分かりますが、そういったものということです。

竹内会長　引き続き、越智さんお願いします。

越智委員　守谷中学校に、夢っ子広場が開設されていて、１歳、２歳の子をたくさんのお母さんが連れて来て、生徒が活動している中で、ガラスの向こうは、ゆったりと親子が集っているという空間がありますが、それとは年齢層を少し上げて完全に住み分けたものであって、いろいろな思いがこもっていると思います。

やはり、小学校に入る前の子が、親子で孤立しているとか、あるいは運動不足であると、いろいろな観点の話が出ましたが、安全面で、これぐらいの子は物を投げるので、それがぶつかったりするのが心配ですね。このイメージ図も、遊びたくなる感じですが、ふんだんにありすぎると、空間の距離が狭くて、目に当たったら嫌だと思うので、今指摘のあった３名以上というところも、ゆとりがあれば増やしていただけるといい。

年齢的には夢っ子と全然違うので、新たな取組みであるということは、理解しました。

竹内会長　ありがとうございます。

最後として、使用料ですが、この使用料は、類似施設との関係で算出されたものですか。

上野のびのび子育て課長　他市町村も調べましたが、ボーネルンド社のおもちゃを維持していくのにお金がかかり、最低限のということでこの金額を設定しました。

竹内会長　はい。ありがとうございます。

プロポーザルの事業者の募集が、７月、８月というスケジュールなので、粛々と進めなければ計画通りにはいかないだろうと思います。そういった観点から、子ども・子育て分科会の６名の委員のうち本日出席の３名の方々から意見をいただきました。

意見の中で、注意しなければいけないことが挙げられていたと思いますので、審査に当たっては、十分に考慮をし、あるいは、審査に当たって審議会が協力することも可能なので検討いただければと思います。また、子育て分科会の、本日欠席の方々には丁寧に説明をお願いします。

その他いかがでしょうか。お願いします。田上さん。

田上委員　安全面を考えた時と、スタッフを考えたときに、使用人数が、１５組と書いてあります。この人数のイメージは何人ぐらいですか。１家族でもお母さんが２人連れていく、３人連れていく、そう数えると、お子さんの数が多く感じますが、人数のマックスのイメージはありますか。以上です。

上野のびのび子育て課長	子供の数は１５人、保護者は２名ということで設定しています。
竹内会長	やはり、子供の安全を保護者に守ってもらいながらの利用という形になるのかとい思います。
清水委員	要望ですが、先ほど大川委員が言われたように、１時間という単位だと子供というのは帰りたくないと言いますので、運営しながら、需要供給とお客の声を聞きながら、改善していただければと思います。
塩澤委員	すみません、先程、遊具の管理費用とありましたけれど、その値段と、財源はいくらだったのか教えてください。
上野のびのび子育て課長	遊具の費用ですが、３，５００万円程度かかっています。あとは、年に２回くらい、点検があるのですが、１回につき、２万円ぐらいかと思われます。修理が必要なときには、修理代が、今いくらと言えないのですが、少し直すにしても、同じようにやっている取手市から、かなり費用がかかり、賄うのが大変だと聞いています。金額的に詳しく分からず、申し訳ありません。
石塚こども未来部長	すみません、メンテナンスは、年に２回で、１回１０万円程度と聞いております。
竹内会長	分かりました、ありがとうございます 本件については進めていただく方向で結論とします。以上で本日の議事終了とはなりますが、小川さん、最後にいかがですか。
小川委員	成年後見人について、市民後見人の研修というのがありました。研修をして、認めてもらわないと後見人になれないということですか。
竹内会長	最後の確認のため、市民後見に関しての手順について、今一度簡単に説明お願いします。
滝本健幸長寿課長	市民後見人は、明確な資格ではなく、あくまでも講習会や研修を受け、修了した方が対象となることが前提と認識しています。市民後見人として活動するには、現実的に個人でなることは難しいので、まず、後見人を受任することを活動とする団体や法人等に入り、候補者として登録するというところから始まります。その後、関係機関等からの要請等を受けた時に、候補者として後見人を受けることの指定を家庭裁判所にしてもらうことになります。家庭裁判所では、その方が後見人として受けても問題ないということになれば、家庭裁判所から審判を受けるという形になります。 団体や法人としては、この近辺では、社会福祉協議会や、ＮＰＯ法人が、一つの受け皿になると考えています。以上です。
小川委員	後見人のことで、旦那さんが亡くなった方が、周りから成年後見人を決めたほうがいいと言われたけれど、その人の考えとして、自分に近い人を成年後見人にできるのかどうかと話していたので、聞いてみました。
竹内会長	裁判所が関わる後見の話と、任意の後見の話と、そのことでお願いします
滝本健幸長寿課長	はい。法定後見と任意後見で全く考え方が異なりますが、法定後見の場合、やはり家族や親族の方が基本的には後見人になるというのが

スムーズな方法かと思います。家族や親族以外の方を後見人とすると、家庭裁判所にて調査し、審判までの期間が長く要する場合があるので、時間がかかるというデメリットがあります。

また、後見人をつけても、その上に、監督人を付ける場合もあり、それは家庭裁判所の判断なので、一連の手続きが終結するまでハードルが高く、基本は親族の方がなるのがスムーズな方法と理解しています。以上です。

竹内会長　おそらく、研修とかを受けるということは、裁判所から見れば、この人なら大丈夫だという保証、そういうレベルの話だと思います。いずれにせよ、その人が役目を果たすことができるという保証が欲しいので、仕組みを整えていく、あるいは、そういう機会を提供していくことが大事になるのだと思います。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議の方は終了させていただきます。事務局に戻しますので、よろしくお願いします。

松井社会福祉課長補佐　ありがとうございます。

それでは、次回の第２回保健福祉審議会についてお知らせします。次回は、令和５年１０月１８日（水）、午後２時３０分から、本日と同じ場所、守谷市役所全員協議会室で開催予定です。改めて通知等を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで令和５年度第１回守谷市保健福祉審議会を閉会します。皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。